

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和4年9月定例会	
議案番号 議案名	議案第 20 号 令和 4 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 回)について
議員名・会派名等	はじめの会（鴈野聡、岡本優子、小沢暁民）
賛否態度	賛成
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>議案第 20 号 令和 4 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 回)に対し、賛成の立場で討論をいたします。</p> <p>本区画整理事業については、委員長報告にあったとおり、一方の当事者である市長が、他方の当事者である地権者と直接会っているとの答弁があり、執行部が地権者に対して丁寧に話をしていることが確認できました。</p> <p>そして、同じく委員長報告にあったとおり、今後も当事者同士で話し合う意向がある旨の答弁もありましたので、本区画整理事業を推進する上での懸念材料の1つは解消できたと判断します。</p> <p>また、事業の推進に努める中、北側斜面地の一部に対し、令和 3 年 3 月千葉県より、「土砂災害特別警戒区域」が指定されました。</p> <p>現在の土地利用計画のまま事業を進めますと、事業期間に 2～3 年程度の遅れが生じることが分かり、千葉県と協議を重ねた結果、土地利用計画の一部を見直すこととなり、さらには、本地区の斜面整備については、千葉県建築基準法施行条例に基づき整備し、土砂災害特別警戒区域の指定を受けても当初の整備内容どおりに対応できるもことも千葉県に確認できているということも理解できました。</p> <p>今回提案されております「土木実施設計修正業務など」により、道路の面積などの詳細が検討され、この検討の結果を受けてから、減歩率を算定することになるので、この先に全体の減歩率がやっと示されることとなります。ですので、減歩率はどうなっているんだ。増えるのか。減るのか。といった議論は今回の補正予算の範疇ではありません。</p> <p>そもそも市施行の土地区画整理事業の当事者は、執行部と地権者です。</p>

我々議員は、当事者である執行部に対して事業のゴーまたはストップを判断する立場であり、当事者ではありません。部外者が外野で騒ぎ立てるのではなく、当事者同士が落ち着いて話し合いが出来る環境を整えることこそが、我々議員の役割ではないでしょうか？

平成 30 年 9 月に面積の多くを占める地権者の方が市長に提出をされた文書には「部外者(住民以外の者)の意見などで判断するのではなく、住民(地権者達)の声を最も尊重し、反映させていただきたいです。それが、よりよい新松戸駅東口の街づくりにつながると思います。」と、書かれておりましたことを申し添えておきます。

今回の修正に至りましては、繰り返しになりますが、当事者である市長が、他方の当事者である地権者と直接会っているとの答弁があり、執行部が地権者に対して丁寧に話をして意見交換をしてきた中において、「斜面緑地に配慮した区画整理事業にさせていただきたい。」との地権者の意向に沿った修正内容であると判断をいたしました。

よって、本議案に対しましては、当事者同士の丁寧な話し合いを尊重し、「賛成」の意を表明いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。